

飲食店を
経営している皆さん
準備、
すすめていますか？

2020年4月1日から 受動喫煙防止対策が 義務化されます

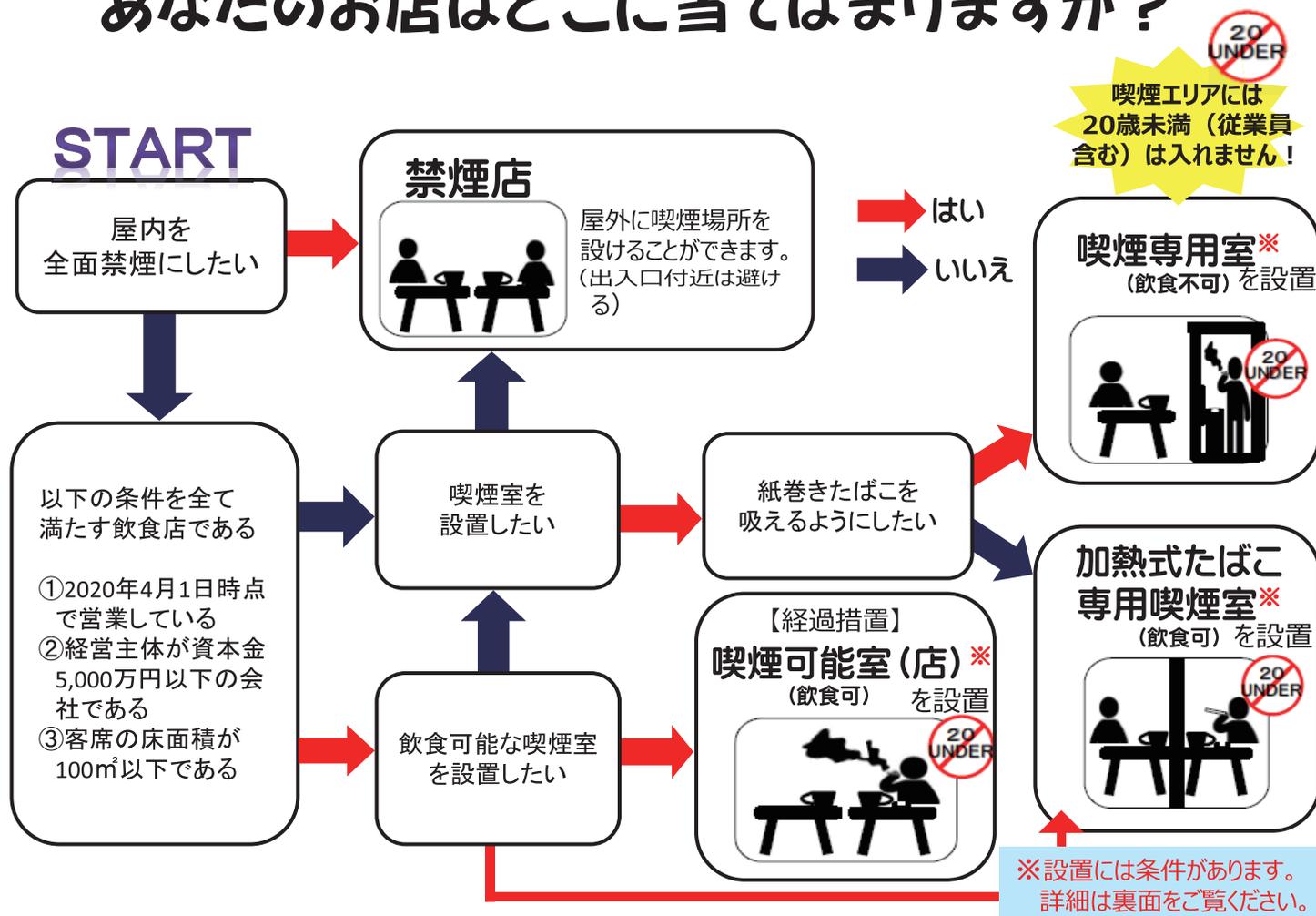


2020年4月1日に、改正健康増進法が全面施行されます。
飲食店の受動喫煙防止対策は施設管理権原者等の義務になります。

飲食店は原則、**屋内禁煙**になります。

ただし、受動喫煙防止に必要な措置をとることで、各種喫煙室を設置することができます。

あなたのお店はどこに当てはまりますか？



飲食店は原則、**屋内禁煙**になります。

禁煙店

20歳未満を含むすべての方にご利用いただけます。
受動喫煙の心配がないため、標識を設置するなどの必要はありません。



ただし、受動喫煙防止に必要な措置をとることで、各種喫煙室を設置することができます。
飲食店の状況によって、設置できる喫煙室が異なります。

※どの喫煙室の設置条件が適合するかについては、表面をご覧ください。

喫煙専用室



- たばこの喫煙が可能
- ×飲食等の提供不可
- ×20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

加熱式たばこ専用喫煙室



- △加熱式たばこのみ喫煙が可能
- 飲食等の提供可能
- ×20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

【経過措置】

喫煙可能室(店)

(店の一部又は全部)



- たばこの喫煙が可能
- 飲食等の提供可能
- ×20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

いずれの喫煙室を設置する場合も、以下すべての条件を満たす必要があります。

<標識の掲示>

- 店舗の出入口に“喫煙室が設置されている旨”、喫煙室の出入口に“喫煙室である旨”の標識を掲示する必要があります。

<たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準>

- 喫煙室は以下のすべての条件を満たす必要があります。
 - ①喫煙室の出入口で、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
 - ②壁、天井などによって完全に仕切られていること
 - ③喫煙室内の煙が屋外に排気されていること

<届出>

- 店舗を管轄する保健所へ、喫煙可能室の設置施設である旨の届出が必要です。（受付は2020年4月1日から開始）

<店舗に保管する書類>

- 以下の書類を保管する必要があります。
 - ①客席部分の床面積の資料
 - ②資本金の額又は出資の総額に係る資料（会社経営の飲食店の場合）

- 義務違反時の罰則が設けられています。
- 標識や届出様式は、厚生労働省、県のホームページからもダウンロードできます。
- 国が事業者への支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる技術的な相談窓口、財政・税制上の支援制度等を設けています。
 - 受動喫煙防止対策助成金（連絡先：茨城労働局 労働基準部健康安全課 029-224-6215）
 - 受動喫煙防止対策に係る相談支援（連絡先：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777）

* 茨城県 改正健康増進法関係ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chiiki/kenko/kenkouzoushinhokaisei.html>

* 厚生労働省 受動喫煙防止対策ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

なくそう！望まない受動喫煙  で検索

